

審議結果（令和 8 年度第 1 回）

審議会名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 8 年 7 月 28 日（火）

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室（オンライン併用）

出席者【会長・副会長等】

浅見 龍介委員【会長】、鈴木 淳委員【副会長】、森谷 美保委員、藤井 雅子委員、大野 敏委員、内田 青蔵委員、山崎 祐子委員、安室 知委員、中島 圭一委員、長崎 潤一委員、寺前 直人委員、青木 敬委員、河潟 俊吾委員、金子 弥生委員、倉田 薫子委員（計 15 名）

次回開催予定日

令和 8 年 11 月頃

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、齋藤

掲載形式

議事録（一部は議事概要）

議事概要とした理由

審議検討過程に関するものであるため

審議経過

（事務局）

ただ今より、令和 8 年度第 1 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。

本審議会の定足数ですが、会場出席委員 6 名、ウェブ出席委員 9 名、計 15 名に御出席いただいており、神奈川県文化財保護審議会条例第 4 条第 2 項に定める定足数に達し、有効に成立しています。

改選後最初の会議ですので、議長として議事進行を行う会長・副会長がまだ決定しておりません。会長決定まで課長の和田が議事を進めさせていただきます。

(文化遺産課長)

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事は、会長・副会長の選出等のほか、議題として、報告事項4件を予定しています。

はじめに、会議の公開に関する本日の対応について確認いたします。附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱において「附属機関による会議の非公開の決定は、附属機関の長が当該会議に諮って行う」とされています。

本日の議事のうち、報告事項エ「周知の埋蔵文化財包蔵地となる近世・近代以降に属する遺跡」は、未成熟事項であることから非公開としたいと考えています。また、それ以外の報告事項については、公開することとし、傍聴の希望がある場合は入室いただきたいと思いますのですが、御異議等はございますでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(文化遺産課長)

御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。本日の傍聴者はいらっしゃいますか。

(事務局)

本日、傍聴者はありません。

(文化遺産課長)

本日は傍聴者がおきませんので、このまま進めさせていただきます。

それでは、次に、会長・副会長の選出に移ります。

まず、会長の選出を行います。文化財保護審議会条例第3条により会長は互選による選出となっております。委員の皆様、御意見はございますでしょうか。

(全委員) <意見なし>

(事務局)

委員の皆様からの御意見がないようですので、事務局から御提案させていただいてもよろしいでしょうか。

会長につきまして、本県の文化財保護審議会に長年携わっていただき、前の会期でも会長として皆様の御審議をまとめていただいた、浅見委員にお願いできないでしょうか。

(浅見委員)

お引き受けいたします。

(文化遺産課長)

御承諾いただきましたので、浅見委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員) <異議等なし>

(文化遺産課長)

御異議がないようなので、会長は浅見委員をお願いさせていただきます。それでは、ここからの議事進行につきまして、浅見会長によりしくお願いいたします。

(浅見会長)

では続いて、副会長の選出を行います。副会長についても、委員の互選による選出となっております。委員の皆様、御意見はございますでしょうか。

(全委員) <意見なし>

(浅見会長)

委員の皆様からの御意見がないようですので、私から提案させていただきます。副会長について、前の会期でも補佐していただいた、鈴木委員にお願いできないでしょうか。

(鈴木委員)

お引き受けいたします。

(浅見会長)

ありがとうございます。御承諾いただきましたので、鈴木委員に副会長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員) <異議等なし>

(浅見会長)

御異議がないようなので、副会長は鈴木委員をお願いさせていただきます。それでは会長、副会長が選出されましたので、一言ずつ御挨拶を申し上げます。

まず、私からということで、どうぞよろしくお願いいたします。

神奈川県につきましては、私が前にいた鎌倉国宝館が昭和3年の開館、神奈川県立歴史博物館が昭和42年の開館だったと思いますが、これは全国でもかなり早いといえます。それから、私の専門の彫刻に限って言えば、県内の悉皆調査が8割以上は済んでいるのではないかと思います。これは全国的にも大変すごいことであります。

したがって、神奈川県内の文化財保護行政というのはかなり進んでいるということが言えると思います。また、新しい目で見えていくと、今まで埋もれていたものや、また見直されて

くるものもありまして、仕事は中々終わらないのですが、皆様と一緒に神奈川県文化財を大切に守り伝えていくことをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

(鈴木副会長)

鈴木でございます。神奈川県は御承知のように近代の遺産というのは非常にたくさんございますが、まだまだ指定が進んでいるとは言い難いところもありますし、県内でも地域によって近代のものも含めかなり性格が違ってくると思います。そういったところをこれからしっかり勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

(浅見会長)

ありがとうございます。それでは、次に、部会委員の指名についてですが、条例第5条により「部会に属する委員は、会長が指名する。」となっておりますが、事務局から提案はありますか。

(事務局)

事前にお送りしております、神奈川県文化財保護審議会委員の部会別名簿（案）が事務局の案でございます。

(浅見会長)

委員の皆様、名簿を御確認ください。よろしければ、配付いただいている部会別名簿（案）のとおり指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員) <異議等なし>

(浅見会長)

御異議がないようなので、お手元の名簿（案）の（案）を消していただき、正式なものとし、会長として指名いたしますのでよろしくお願いします。

次に、報告事項に移ります。ア「県指定重要文化財の指定について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、調整・世界遺産登録推進グループの谷口より、報告事項ア「県指定重要文化財の指定について」御説明します。報告資料1を御覧ください。

令和8年3月19日付け神奈川県教育委員会告示第9号にて、神奈川県指定重要文化財として新規に1件が指定されました。種別は建造物、名称は「亀ヶ池八幡宮旧本殿 附 文禄五年棟札」、数量は1棟附（つきたり）1枚、所有者及び所在地は相模原市にあります宗教法人亀ヶ池八幡宮です。

本件は、昨年度、第2回文化財保護審議会にて指定の諮問をさせていただき、第3回にて審議会から教育委員会へ指定の答申をいただいたものです。その後、無事、指定となりましたことを御報告するとともに改めて御礼申し上げます。

報告事項アの説明は以上となります。

(浅見会長)

ただ今の御報告について、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、続いて報告事項イ「国指定文化財の指定等について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

報告事項イ「国指定文化財の指定等について」です。報告資料2を用いて御報告いたします。まず、「1 国指定史跡の追加指定について」、調整・世界遺産登録推進グループの萩原より御報告いたします。

こちら国史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡につきましては、前回、令和7年度第3回文化財保護審議会において、概要及び令和7年12月19日(金曜日)に答申が行われた旨、既に御報告をいたしておりますが、1段落目の3行目後半以下のとおり、その後、令和8年2月17日(火曜日)付け官報において、指定地の範囲を追加する旨の告示があり、正式に指定範囲が追加されましたので、御報告いたします。

なお、現在の本県の国指定史跡名勝天然記念物は累計で73件となりますが、本件は指定範囲の追加となるため、前回から件数に変更はございません。

続きまして、調整・世界遺産登録推進グループの鈴木より、「国登録有形文化財(建造物)の新規登録」について御説明します。報告資料2、3ページの項番2を御覧ください。

文部科学省は、令和8年7月9日付け官報において、「伊東医院診療棟」ほか4件を、登録有形文化財(建造物)に登録する旨の告示を行いました。現在、本県の国登録有形文化財(建造物)は累計で350件となります。

また、国の文化審議会は、令和8年7月17日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、「金田家住宅主屋」ほか8件を登録有形文化財(建造物)に登録するよう文部科学大臣に対して答申しました。答申のとおり告示されると、本県の国登録有形文化財(建造物)は累計で359件となります。

それでは、令和8年7月9日付官報において告示された5件について、資料を基に簡単に御説明いたします。

まず、横浜市戸塚区に所在する、伊東医院診療棟、住居棟、門及び塀です。所有者、建築年代、件数、基準については資料に記載のとおりですが、特徴等について、資料から抜粋して御紹介させていただきます。

診療棟は、地域医療を支えてきた診療所で、内部の室構成も良く残る、上質な近代建築です。住居棟は、外観華やかな洋館付き近代和風住宅です。門及び塀は、全体に丁寧なつくりで、診療所とともに歴史的景観を形成しています。

次に、4 ページを御覧ください。横浜市旭区に所在する、新川家住宅主屋です。小屋内に二層の床を張って蚕室とし、両妻に通風や採光用の窓を開けています。明治期に当地に数多く建てられた養蚕農家の好例です。

次に、5 ページを御覧ください。逗子市に所在する、鈴木家住宅主屋です。差鴨居や大黒柱に移転前の旧材を転用しており、床廻りなど、銘木を用いた良質な近代和風住宅です。

続きまして、令和8年7月17日に答申された9件について御説明いたします。

鎌倉市に所在する、金田家住宅主屋です。極楽寺の門前に位置する旧名主の主屋です。式台や座敷飾を完備したオクの存在が家格を示しています。

次に、6 ページを御覧ください。鎌倉市に所在する旧大佛次郎茶亭です。鎌倉では希少な関東大震災以前の建物で、小説家の大佛次郎がサロンとして使用した、上質な数寄屋風建築です。

次に、藤沢市に所在する、宇都母知神社本殿、拝殿及び幣殿、鐘楼です。本殿は、復古的で簡明な意匠をもつ、関東大震災後の復興社殿です。拝殿及び幣殿は、素木の太い軸部や簡明な意匠が古式を示し、本殿と調和しています。鐘楼は、参道沿いの景観を構成する風格ある物件です。

次に、7 ページを御覧ください。伊勢原市に所在する、おゝすみ山荘主屋です。大山寺門前の参詣道に面して建つ、先導師旅館の主屋です。神前を設けて大型神殿を安置するなど、往事の講中宿の様相を今に伝えています。

最後に、8 ページを御覧ください。真鶴町に所在する旧土屋家住宅店舗兼主屋、書院棟、内蔵です。店舗兼主屋は、ケヤキの大黒柱や差鴨居などを残し、石材業者の繁栄を伝えています。書院棟は、良材を用いた端正な意匠が造形の規範となります。内蔵は、二階に棹縁天井を張り、一階床と二階天井に換気口を設ける機能的なつくりです。

報告事項イの説明は以上となります。

(浅見会長)

ただ今の御報告について、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

続いて、報告事項ウ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

報告事項ウ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」です。報告資料3及び別紙を用いて御報告いたします。項番1から11までの計11件ございますが、事務の都合から、先に項番3・4を調整・世界遺産登録推進グループの萩原より御報告いたします。

項番3、横須賀市、史跡吉井貝塚を中心とした遺跡です。本件は、指定地内の南側斜面の山裾において、土砂が園路へ流出していたことから、土砂流出防止柵を設置するもので、令和8年3月2日付けで許可をしております。設置にあたり、鋼管を地表下約1.4mまで打設いたしますが、設置個所では既に岩盤が露岩している状況が確認され、当史跡に関連する遺構が所在していないことから、地下遺構への影響は軽微であると判断されます。また、設置部

材には木目調のプラ模木を用いる等、配慮がなされ、景観への影響も軽微であると判断されます。

なお、許可条件として、施工にあたっては横須賀市教育委員会職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めています。

続きまして、項番4、山北町、史跡河村城跡です。本件は、毎年御報告をいたしておりますが、指定地内の郭内において、マルシェを開催するにあたりテント及びタープを設置するので、令和8年4月10日付けで許可をしております。設置にあたり、金属杭（ペグ）15センチメートルの打設を行いますが、遺構面まで保護層を35センチメートル以上確保しており、また、イベント実施に伴う設置は2日間と一時的なものであることから、地下遺構及び景観への影響は軽微であると判断されます。

なお、許可条件として、施工にあたっては山北町教育委員会職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めています。

続きまして項番1、2、5から10について、調整・世界遺産登録推進グループの五十嵐より御報告いたします。

項番1を御覧ください。史跡・名勝江ノ島におけるサイネージの設置に伴う現状変更です。藤沢市片瀬海岸一丁目の指定地内において、災害時の避難情報等、施設案内の強化のためサイネージを設置するものです。掘削を伴わず、周囲に調和する意匠となるよう配慮しており、景観への影響は軽微であると判断されます。ただし、本件については事業者側が現状変更許可を得ずに施工しているため、注意を行っております。なお、設置工事は本年2月19日に完了しています。

項番2を御覧ください。史跡・名勝江ノ島におけるマンホール蓋の交換に伴う現状変更です。指定地である藤沢市江の島地区において、下水道の維持管理のため、老朽化したマンホール蓋の交換工事を行うものです。道路の掘削を伴うものの、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していないことから、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、天然記念物の現状変更の状況について、御説明いたします。

項番5を御覧ください。天然記念物大和のシラカシ林における剪定に伴う現状変更です。シラカシの枝葉が指定地外の歩道や道路に延伸しており、落枝により歩行者や車の安全な通行に支障をきたす恐れがあるため、安全管理・維持管理上、記載の条件をもって許可したものです。

項番6を御覧ください。天然記念物ギフチョウとその生息地における防鹿柵の設置に伴う現状変更です。相模原市の指定地内に点在して生育している植物カンアオイは、近年個体確認数が減少しているギフチョウ幼虫の食草ですが、シカの食害が顕著となっています。残ったカンアオイを守るため防鹿柵で囲むことは、ギフチョウの絶滅を防ぎ、個体数を安定させるために必要な作業であると判断されるため、記載の条件をもって許可したものです。

項番7を御覧ください。こちらも天然記念物ギフチョウとその生息地における防鹿柵の設置に伴う現状変更です。前述の項番6と同じ作業内容となりますが、設置箇所が異なり、施工者も民間団体のカンアオイを守る会となります。

項番8を御覧ください。天然記念物勝福寺と八幡神社境内の樹叢における剪定及び枝打ちに伴う現状変更です。昨年度と同様に各種サギ類が営巣し、酸性度の高い糞により、樹木の

枝枯、樹勢減退及び周辺への糞害等を引き起こす恐れがあるため、樹木高所の剪定及び枝打ちを行うものです。樹木の安全管理・維持管理上、やむを得ないものと判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番 9 を御覧ください。天然記念物大雄山杉林における搬出間伐及び森林作業道作設に伴う現状変更です。大雄山尾根北部の林分は戦後に植林された一斉単相林であり、光環境が悪く表土の流出が懸念されています。また、以前間伐した際の木材が森林内に放置されていたり、倒木が発生したりする等、森林環境が不安定になっていることから、以前の間伐材や倒木の撤去、森林に光を取り入れるための間伐や作業用の林道の設営等が必要と判断されています。杉林の安全管理・維持管理上必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番 10 を御覧ください。天然記念物漣痕（波調層）における穿孔貝のサンプリングに伴う現状変更です。東部の露頭部分に残存する穿孔貝の貝殻を採取し、その年代測定を行い、分析をすることで関東地震の地震発生周期を解明しようとするものです。穿孔貝の採取のみであることから、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、調整・世界遺産登録推進グループの鈴木より、有形文化財の現状変更について御説明します。

項番 11 を御覧ください。県指定重要文化財神奈川県立図書館について、別途、現状変更許可済みの改修工事において、工事中の安全性確保のため、足場固定のアンカーを打設するものです。工事の安全上、必要な措置であるため、許可条件をもって許可しました。

報告事項ウの説明は以上となります。

（浅見会長）

ただいまの報告について、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いします。

（鈴木副会長）

項番 3 の吉井貝塚について、措置自体は岩盤に鋼管を押し込むということで問題ないことは分かったのですが、今、読み直してみても、土砂が流出したとのことで、この流出した土砂には、何らかの遺物は含まれていないのでしょうか。

（事務局）

萩原よりお答えします。流出土内の遺物については、流出時も施工時も横須賀市市職員が現地確認を行っており、遺物が含まれていない旨、確認をいたしております。なお、この土砂流出となった原因としましては、該当地の樹木を伐採し過ぎたことによるものであり、今回、土砂流出防止柵を設置したところですが、今後の樹木整備にあたっては、その点も考慮した上で措置するよう指導しています。

（浅見会長）

他はよろしいでしょうか。前回の報告でもあった、相模原市のチョウの保全に関して鹿の

食害を防ぐというのは大変興味深く思ったところです。鹿が猛烈に増えているというのは全国的に言われていますが、他にも、丹沢あたりだと熊も出ているようで野生動物の被害対応等というのかなり重要だと感じました。

それでは、ここから非公開の会議に移ります。報告事項エ「周知の埋蔵文化財包蔵地となる近世・近代以降に属する遺跡」について、事務局から説明をお願いします。

<議事概要箇所>

○周知の埋蔵文化財包蔵地となる近世・近代以降に属する遺跡

周知の埋蔵文化財包蔵地となる近世・近代以降に属する遺跡について、事務局より報告された。

(浅見会長)

それでは、議題等、すべて終了いたしました。事務局からは何かありますでしょうか。

(事務局)

次回の日程をお決めいただければと思います。

(浅見会長)

事務局に案はありますか。

(事務局)

時期は11月中、会場は横浜市内で開催させていただくということではいかがでしょうか。

(浅見会長)

事務局から、次回は11月上旬から中旬に開催という提案が出ましたがいかがでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(浅見会長)

それでは、11月中に実施する方向で、事務局より調整していただきます。

(事務局)

ありがとうございます。後日、事務局より日程調整の御連絡を差し上げますので、よろしくをお願いします。

それでは、令和8年度第1回神奈川県文化財保護審議会は、これをもちまして閉会いたします。